府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる規定中「わからない」を「分からない」に、「、半期報告書（」を「又は半期報告書（」に改め、「又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）」を削り、「わからず」を「分からず」に、「、半期報告書又は四半期報告書」を「又は半期報告書」に改める。

一　別紙様式第一記入要領12
二　別紙様式第二記入要領９
三　別紙様式第七の二記入要領８
四　別紙様式第七の三記入要領５
五　別紙様式第七の四記入要領９
六　別紙様式第十一記入要領11
七　別紙様式第十七の二記入要領９
八　別紙様式第十七の三記入要領５
九　別紙様式第十七の四記入要領９
十　別紙様式第十九記入要領12
十一　別紙様式第二十二の二記入要領10

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出される四半期報告書に係るこの命令による改正後の本則各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府、財務省、経済産業省令第三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健